

平成 30 年度知名町国民健康保険税納税通知書の送付のお知らせ

平素から、本町税務行政に対して、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
平成 30 年度の国民健康保険税の納税通知書及び納付書（年金特別徴収のみの方、口座振替ご利用の方は納税通知書のみ）を送付いたします。

納税通知書には、年税額、期別額、納付方法、課税算出基礎などが記載されていますのでご確認下さい。

◎納税義務者は世帯主

国保税は世帯にかかる税金で、原則として世帯主が納めます。納税通知書は、世帯主が国保に加入していなくても家族のどなたかが国保に加入している場合は世帯主に送付されます。ただし、この場合には世帯主の所得や資産は税額の計算には含めません。

◎国保税の税率等（年税）

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	総所得金額 × 7.52%	総所得金額 × 2.44%	総所得金額 × 1.45%
資産割	固定資産税額 × 13.60% (土地・家屋)	固定資産税額 × 19.64% (土地・家屋)	固定資産税額 × 17.17% (土地・家屋)
均等割 (一人当たり)	16,486円	8,896円	13,116円
平等割 (一世帯当たり)	19,106円	7,346円	7,046円
課税限度額	58万円	19万円	16万円
備考	0歳から74歳までの方	0歳から74歳までの方	40歳から64歳までの方

※ 所得割額は前年の所得額から 33 万円を控除した額に税率をかけて計算します。（加入者ごとに計算し世帯で合計します。）

◎年度の途中で国保に入ったり、国保から抜けたりする場合

年度の途中で加入した場合は、加入した月から（手続きした月ではありませんので注意）年度末の 3 月までの月数分で税額を計算し、これから到来する納期の回数に割り振った額を納めて頂きます。

年度途中で国保から抜けた場合、その前月までの月数分で税額を出し、清算を行います。この際、月数分で決まった税額に納付済み額が満たない場合は、不足分の納税通知書を送付します。（既に納期限を過ぎているものの納期限は当初どおりです。）納付税額が月数分で決まった税額を超える場合は、超過分を還付します。（未納の町税がある場合は、その分に充当されます。）

◎年度の途中で 40 歳になる方の国保税

40 歳の誕生日のある月（1 日が誕生日の場合はその前の月）分からの月数分の介護分を合わせて納めます。

◎年度の途中で 65 歳になる方の国保税

65 歳の誕生日のある月の前の月（1 日が誕生日の場合はその前々月）分までの月数分の介護分を合わせて納めます。

◎年度の途中で 75 歳になる方の国保税

75 歳の誕生日のある月の前の月分まで国保加入者ですので加入月分を納めます。75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入となります。

国民健康保険税の納期と納付方法

◎普通徴収

町からの納税通知書により納付書や口座振替で納付することを普通徴収といいます。資産割額の基となる今年度の固定資産の決定（5月）、所得割額の基となる前年度分の総所得の決定（6月）後に、国保税の算定、請求をします。納期は下記の8回です。

平成30年度納期限・・・1期	平成30年 7月31日	2期	平成30年 8月31日
	3期 平成30年10月 1日	4期	平成30年10月31日
	5期 平成30年11月30日	6期	平成31年 1月 4日
	7期 平成31年 1月31日	8期	平成31年 2月28日

◎特別徴収（65歳～74歳の国保に加入する世帯主は、年金から徴収される可能性があります。）

年金からの天引きにより国保税を納める方法を特別徴収といいます。特別徴収されるには条件があります。条件は下記1～3のとおりです。すべての条件が当てはまる方が対象となります。また、判定に使われる年金には優先順位があるとともに、介護保険料が特別徴収とならない場合は国保税も特別徴収になりません。

1. 1年間の年金が18万円以上であること。
2. 国保税に介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1以下であること。
3. 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること。

◎特別徴収（年金天引き）のしくみ

年金から国保税が天引きされる特別徴収は、4月から始まります。4月、6月、8月の年金からは仮徴収として、前年度の2月に特別徴収された額が徴収されます。その後、7月の本算定による年税額決定後に10月、12月、2月の特別徴収額が決定されます。

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
(仮徴収) 前年度2月に特別徴収された額が、各期に天引きされます。			(本徴収) 本年度国民健康保険税額を算定し仮徴収済みの保険税を差引き、残りの税額の3分の1の額が各期に天引きされます。		

今年度65歳または、75歳になられる場合など特別徴収にならないこともあります。その場合は10月以降も納付書や口座振替での納付となります。

また、6月、8月、10月から特別徴収が開始となる方もいますが、該当者様には別途通知いたします。

◎特別徴収から普通徴収、または特別徴収のほかに普通徴収でも納付額が発生する場合。

次の条件に該当すると、特別徴収から普通徴収に切り替えになる場合があります。

- ・加入者の異動や修正申告などで所得が減った場合で、国保税が減額になったとき。
- ・年度の途中で年金支給額が減ったり、事情で年金の支給が止まったり遅れたりしたとき。

次の条件に該当すると、特別徴収のほかに、普通徴収での納付が発生します。

- ・世帯に加入者が増え、その人の分の国保税が追加される時。（増えた加入者が65歳未満の場合、次年度から普通徴収のみになる場合もあります。）
- ・修正申告などで所得が増え、国保税が増額になったとき。

◎平成30年度の口座振替予定日

口座振替にすれば、毎回国保税を納めに行く手間もかからず、うっかり納め忘れをすることもありません。国保税の納付は、安心して便利な口座振替がおすすめです。

平成30年度口座振替日・・・1期	平成30年 7月25日	2期	平成30年 8月27日
	3期 平成30年 9月25日	4期	平成30年10月25日
	5期 平成30年11月26日	6期	平成30年12月25日
	7期 平成31年 1月25日	8期	平成31年 2月25日

※ 口座振替日までには通帳残高の確認をお願いします。口座振替不能の際には、納付書の発送は行いませんので、税務課窓口で納付書の発行をお願いします。